

## 令和5年度藤沢市会計年度任用職員採用試験受験案内

## 1. 募集職種、勤務条件等

募集職種 募集人員 報酬額等	別表のとおり ※本市職員として在職期間がある場合、その職歴に応じて、報酬額を決定します。 ※市職員の給与改定がされた場合は、報酬額が増減することがあります。
任用期間	2024年4月1日から2025年3月31日まで ※同一の職が翌年度に設置される場合は、人事評価及び勤務実績等による客観的な能力の実証に基づき、再度の任用（3回を上限）を行う場合があります。
休日	週休日 土曜日及び日曜日ほか数日 ※一部の職場は土曜日、日曜日、国民の祝日に勤務あり 休日 国民の祝日及び年末年始（12月29日から31日まで、1月2日及び3日）
休暇	6か月継続勤務し、要勤務日の8割以上出勤した場合に年次有給休暇を付与します。 その他にも忌引休暇等の特別休暇があります。
手当等	条例等の定めるところにより、時間外勤務報酬、通勤費、期末手当（時給の職種を除く）等が支給されます。
社会保険等	週の勤務時間数により異なります。 週20時間以上の場合 健康保険、厚生年金、雇用保険、災害補償が適用されます 週20時間未満の場合 災害補償が適用されます
その他	基本報酬支給日は当月20日（時間外勤務報酬等のその他報酬支給日は翌月20日）

## 2. その他勤務条件に係る留意事項

## ◆サービスに関する規定の適用について◆

地方公務員法上のサービスに関する次の規定が適用されます。

- （1）サービスの根本基準（地方公務員法第30条）
- （2）サービスの宣誓（地方公務員法第31条）
- （3）法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- （4）信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）
- （5）秘密を守る義務（地方公務員法第34条）
- （6）職務に専念する義務（地方公務員法第35条）
- （7）政治的行為の制限（地方公務員法第36条）
- （8）争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）

※営利企業への従事等の制限（地方公務員法第38条）が除外されているため、民間企業等との兼業は可能です。（要申請）

## ◆条件付採用について◆

地方公務員法の規定に基づき、任用期間ごとに採用日から1か月間は、条件付採用となります（採用後1

か月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで（最長任期の末日まで）延長されます。）条件付採用期間中の職員は、地方公務員法第29条の2の規定により、分限・懲戒処分の手続き等に関する規定の適用が除外されます。なお、条件付採用期間の勤務条件に変更はありません。

### 3. 受験資格

各職種の受験資格は別表に記載しています。

なお、地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 藤沢市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※外国籍の人も受験できますが、採用日において就労が制限される在留資格の人は採用されません。

### 4. 受験申込手続

次の期間中に「e-kanagawa 電子申請システム」から申込みをしてください。

※藤沢市ホームページ「【事務職以外】2024年4月1日任用開始の会計年度任用職員(市の職員)の募集(二次募集)」に採用試験申込に係るリンクを貼付しています。

#### 【申込受付期間】

2023年12月4日(月)正午～2023年12月22日(金)午後5時(24時間申込可能)

※上記方法にて対応が困難な場合には、下記注意点をご覧ください。

#### ◆申込みの注意点◆

- (1) 同日程に申し込みを行っている採用試験において、複数の職種に申し込むことはできません。
- (2) 令和5年度中に申込を受付した藤沢市職員採用試験を受験された方は、同一の職種を再度受験することはできません。
- (3) 障がいのある人で、受験に際して配慮が必要な人は電話等で相談してください。
- (4) 申込方法は原則としてインターネットのみとなりますが、やむを得ず対応が困難な場合は「令和5年度藤沢市会計年度任用職員採用試験申込書 兼 第一次試験課題用紙」を職員課に郵送する方法または、職員課の窓口<sup>※</sup>に直接提出する方法(受付時間：平日午前9時～午後5時)でも受け付けます。(郵送での提出は2023年12月22日(金)到着分まで、窓口での提出は2023年12月22日(金)午後5時までとなります。申込受付期間外に提出されたものは受付いたしません。)
- (5) 郵送する場合は、配達記録が確認できる方法で送付してください。

なお、受け取りの確認ができなかった場合の責任は負いかねます。

<送付先>

〒251-8601

藤沢市朝日町1-1

藤沢市役所 職員課 会計年度任用職員採用試験担当 宛

## 5. 試験概要

### (1) 第一次試験

試験内容	書類審査・作文試験（テーマ：自身の経験を受験職種でどう活かしていくか）
提出方法	申込時に「第一次試験課題」の設問に入力してください。 ※郵送や窓口提出の場合は、「令和5年度藤沢市会計年度任用職員採用試験申込書 兼 第一次試験課題用紙」を提出してください。 ※申込書と別々に提出することや、どちらか一方の再提出は認めておりません。
合格発表	2024年1月12日（金）までに藤沢市ホームページに掲示します。

### (2) 第二次試験

試験内容	面接試験 ※職種により実技試験等がある場合は第一次試験の合格者へお知らせします。
試験日程	2024年2月3日（土）～2月16日（金）の指定する1日 ※詳細は合格者にお知らせします。
会場	藤沢市役所本庁舎ほか ※詳細は合格者にお知らせします。
合格発表	2024年2月下旬を予定

## 6. その他

- (1) 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付きのものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。条件付採用期間の勤務条件に変更はありません。
- (2) 受験資格がないこと又は申込書記載事項などが正しくないことが明らかになった場合は、採用されないことがあります。
- (3) 選考の内容や結果についてはお答えできません。
- (4) この試験に関して提出された書類は、お返しできません。
- (5) 天災等により試験が実施できない場合、試験日程や合格発表を変更する場合があります。

総務部 職員課 人材育成担当